

広島県告示第七百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
矢捨地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを昭和四十五年三月二十七日広島県告示第二百八十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号、二号、三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号、一号及び十号と同一とする。

福山市		郡市・区	
今津町		町	
今津町		大字	
宮下		字	
安毛		宮之下	
六八番四地先水路敷		四一番三	
八三番一		八三番一	
標柱九号		標柱二号	
標柱四号		標柱一号	
標柱一〇号		標柱番号	
標柱三号、五号、六号、七号及び八号			